

介護予防訪問サービス
生活支援訪問サービス
(総合事業)

重 要 事 項 説 明 書

有限会社 ゆうケアサービス

この「重要事項説明書」は、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービスの提供開始にあたり、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、契約締結に際してご説明すべき重要事項は次のとおりです。

（１）事業者概要

1 事業者名称	有限会社 ゆうケアサービス
2 所在地	〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町3丁目57番4号
3 法人種別	有限会社
4 代表者	取締役 堤 優子
5 電話	078-521-7241
6 F A X	078-521-7841
7 メールアドレス	yuu-care@ia2.itkeeper.ne.jp

（２）ご利用事業所

1 事業所名称	訪問介護ゆうケアサービス
2 指定番号	2870500291
3 所在地	〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町3丁目57番4号
4 電話	078-521-7241
5 F A X	078-521-7841
6 メールアドレス	yuu-care@ia2.itkeeper.ne.jp
7 開設年月	平成18年4月1日

（３）事業所の責任者

1 職 名	管理者
2 氏 名	堤 優 子

（４）事業実施地域

- 1 実施地域 神戸市兵庫区、長田区、中央区
- 当該地域内では交通費はサービス料金に含まれています。
地域外でのサービス提供の場合は、別紙の通りです。

（５）事業の目的及び運営方針

- 1 事業の目的
- 有限会社ゆうケアサービスが開設する訪問介護ゆうケアサービス（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問サービス・指定生活支援訪問サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人

員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護研修の修了者（以下「訪問介護員」という。）が要支援状態（要支援状態、事業対象者）にある利用者に対し、適正な指定介護予防訪問サービス・指定生活支援訪問サービスを提供することを目的とします。

2 運営の方針

事業所の訪問介護員等は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力の維持・改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活の援助を行います。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

（6）ご利用事業所の職員体制

1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理に当たります。

2 サービス提供責任者 介護福祉士 2名（常勤1名・非常勤1名）以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防訪問サービス計画書の作成等を行うとともに自らも指定介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービスの提供に当たります。

3 訪問介護員等

介護福祉士 2名（常勤）以上

介護福祉士 1名（非常勤）以上

実務者研修修了者（ヘルパー1級含む）2名（非常勤）以上

初任者研修修了者（ヘルパー2級含む）2名（非常勤）以上

訪問介護員等は、指定介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービスの提供に当たります。

（7）営業日及び営業時間

1 営業日 月曜日～土曜日

ただし年末年始12月31日から1月3日までは休日とします。

2 営業時間 午前9時～午後5時30分

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とします。

（8）サービスの提供方法、内容

1 介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービスは、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態と

なることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すサービスです。

- 2 訪問介護員は、利用者または利用者の家族の同意を得て、サービス提供に必要な範囲で消耗品や、器具、材料を使用します。
- 3 訪問介護員は、介護福祉士または介護職員初任者研修課程(ホームヘルパー 1～2級を含む)を修了した者としてします。
- 4 利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間帯は、介護予防サービス・支援計画書(マイ・ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた介護予防訪問サービス計画書に定められます。ただし、利用者の状態の変化、介護予防訪問サービス計画書に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

(9) 利用料及び他の費用

- 1 利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において位置づけられた支給区分によって別紙の通りです。
- 2 訪問介護員から提供を受けるサービスが介護保険の適用を受ける場合、利用者は当事業所に対し、原則として利用料の1割～3割(介護保険負担割合証記載の負担割合に依る)をお支払い下さい。
- 3 介護保険法の規定により、介護予防訪問サービス利用者の状態(初回加算・生活機能向上連携加算)により別途にご負担いただきます。(別紙)
- 4 利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問サービス計画書に定めた期日より利用が少なかった場合、又は介護予防訪問サービス計画書に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。
- 5 以下に該当する場合には、日割り計算を行います。
 - ① 月途中で要介護から要支援に区分変更となった場合
 - ② 月途中で要支援から要介護に区分変更となった場合
但し、変更月に要介護区分の利用がない場合は要支援の月額報酬を請求させていただきます。
 - ③ 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
 - ④ 月の途中から契約を開始したり、月の途中で契約を終了した場合
- 6 利用者は当事業所に対し、当月の利用料を、翌月17日迄に担当のヘルパーにお支払い下さい。
発行された領収書は大切に保管して下さい。

(10) 緊急時の対応

サービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、

速やかに主治医または協力医療機関と連絡をとり、必要な措置をとります。
また利用者の家族にも速やかに連絡します。

(11) 損 害 賠 償

- 1 利用者へのサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、利用者に対して損害を賠償いたします。
- 2 当事業所は万が一の事故に備えて東京海上日動火災保険株式会社の損害賠償責任保険に加入しています。

(12) 身分証携行義務

当事業所の訪問介護員は、常に身分証を携行し、①初めて利用者の居宅を訪問した時、②利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(13) 守 秘 義 務

- 1 当事業所及び従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する介護予防サービスの提供に当たって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。
- 2 当事業所は従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

(14) 記録の保管

当事業所は、サービス提供に関する記録（提供した具体的なサービス内容等の記録を含む）を整備し、その完結の日から5年間保存します。

(15) 虐待の防止

当事業所は利用者の人権の擁護・虐待防止等のために、下記の対策を講じています。

- 1 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	堤 優子
-------------	-----	------

- 2 成年後見人制度の利用を支援します。
- 3 苦情解決体制を整備しています。
- 4 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(16) 苦 情 処 理

- 1 利用者又は利用者の家族は、提供された介護予防サービスに苦情や相談がある場合、いつでも下記の相談窓口で苦情を申し立てることができます。

電 話 0 7 8 - 5 2 1 - 7 2 4 1

F A X 0 7 8 - 5 2 1 - 7 8 4 1

担当者 管理者 堤 優子

- 2 利用者又は利用者の家族は、介護保険サービスの苦情については、下記の相談窓口があります。

(介護保険サービスの苦情について)

神戸市福祉局 監査指導部	連 絡 先 0 7 8 - 3 2 2 - 6 3 2 6 受付時間 (平日) 8:45～12:00 13:00～17:30
養介護施設従業者等による 高齢者虐待通報専用電話 (監査指導部内)	連 絡 先 0 7 8 - 3 2 2 - 6 7 7 4 受付時間 (平日) 8:45～12:00 13:00～17:30
兵庫県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情相談窓口)	連 絡 先 0 7 8 - 3 3 2 - 5 6 1 7 受付時間 (平日) 8:45～17:15

(介護保険サービスの質や契約上のトラブルについて)

神戸市消費生活センター	連 絡 先 0 7 8 - 3 7 1 - 1 2 2 1 受付時間 (平日) 9:00～17:00
-------------	--

令和 年 月 日

当事業所は、利用者に対する介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービスの提供開始にあたり、

☒利用者

☐利用者の家族

に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

居宅サービス事業者

事業所所在地	神戸市兵庫区荒田町3丁目57番4号
名称	訪問介護ゆうケアサービス
代表者名	取締役 堤 優 子
説明者	堤 優 子 (印)

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受けました。

私は、介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービスの提供開始に同意します。

利用者 住 所

氏 名 (印)

利用者の家族 住 所

氏 名 (印)

重要事項説明書（別紙１）

１．利 用 料（介護予防訪問サービス）

（１ヶ月あたり・神戸市内）

支給区分		訪問型 独自サービス 11 (週 1 回程度)	訪問型 独自サービス 12 (週 2 回程度)	訪問型 独自サービス 13 (週 2 回を超える程度)
1. 利用料金		12,747円	25,463円	40,400円
2. うち、介護保険から 給付される額	1割	11,472円	22,916円	36,360円
	2割	10,197円	20,370円	32,320円
	3割	8,922円	17,824円	28,280円
3. サービス利用にか かる自己負担額	1割	1,275円	2,547円	4,040円
	2割	2,550円	5,093円	8,080円
	3割	3,825円	7,639円	12,120円
4. 介護職員等 処遇改善加算Ⅱイ	1割	318円	635円	1,006円
	2割	636円	1,269円	2,012円
	3割	953円	1,903円	3,018円
6. 1ヶ月にお支払い 頂く金額	1割	1,593円	3,181円	5,046円
	2割	3,185円	6,361円	10,092円
	3割	4,777円	9,542円	15,138円

※別途、加算が生じた場合はこの限りではありません。

※介護予防訪問サービスの場合、1ヶ月ごとの定額制の為、キャンセル料は発生いたしません。

※ご利用者支払額の負担割合については「介護保険負担割合証」に記載されています。

加 算 介護保険法の規定によりご負担いただきます。

加算名称		初回加算	介護職員等処遇改善加算Ⅱイ
利用料金		2,168 円	単位×24.9%×10.84 円
利用者支払額	1 割	217 円	上記の 1/10
	2 割	434 円	上記の 2/10
	3 割	651 円	上記の 3/10

以下余白

重要事項説明書（別紙２）

２．利 用 料（生活支援訪問サービス）

（１ヶ月あたり・神戸市内）

支給区分		訪問型独自 サービス 211 (週 1 回程度)	訪問型独自 サービス 212 (週 2 回程度)	訪問型独自 サービス 213 (週 2 回を超える程度)
１．利用料金		10,200円	20,368円	32,324円
２．うち、介護保険か ら給付される額	１割	9,180円	18,336円	29,091円
	２割	8,160円	16,294円	25,859円
	３割	7,140円	14,257円	22,626円
３．サービス利用にか かる自己負担額	１割	1,020円	2,037円	3,233円
	２割	2,040円	4,074円	6,465円
	３割	3,060円	6,111円	9,698円
４．介護職員等 処遇改善加算Ⅱイ	１割	254円	508円	806円
	２割	508円	1,015円	1,611円
	３割	761円	1,522円	2,417円
５．１ヶ月にお支払い 頂く金額	１割	1,274円	2,545円	4,038円
	２割	2,548円	5,089円	8,076円
	３割	3,822円	7,633円	12,114円

※生活支援訪問サービスの場合、１ヶ月ごとの定額制の為、キャンセル料は発生いたしません。

※ご利用者支払額の負担割合については「介護保険負担割合証」に記載されています。

加 算 介護保険法の規定によりご負担いただきます。

加算名称		介護職員等処遇改善加算Ⅱイ
利用料金		単位×24.9%×10.84 円
利用者支払額	1 割	上記の 1/10
	2 割	上記の 2/10
	3 割	上記の 3/10

- ◎ 利用者負担金の介護保険の適用部分は、介護保険の法定利用料に基づく金額の 1 割（または所得により 2 割か 3 割）となります。介護保険の適用がない場合には、事業者が設定した金額となります。
- ※ ただし、介護保険の適用がある場合でも、保険料の滞納などにより、1 割～3 割の「利用者負担金」で利用できなくなる場合があります。その場合は一旦、表の「利用料」をお支払い頂き、サービス提供証明書を発行しますので、後日、差額の払戻しを受ける為の手続きが必要になります。
- ◎ 上記のほかに利用者は、サービスの実施に必要な居宅の水道・ガス・電気・電話の費用を負担します。
- ◎ 居宅が事業者の通常の事業実施区域外である場合には、事業者に対し、交通費の実費を支払います。
- ◎ 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

3. その他

- (1) 訪問介護員・従事者はサービスの提供に当たって次の行為は行いません。
 - ①医療行為
 - ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
 - ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ④利用者の同居家族に対するサービス提供
 - ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
 - ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

- ⑦身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急のやむを得ない場合を除く）
 - ⑧その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (2)お休みされる場合は、**利用日前日の午後5時30分まで**にご連絡いただきますよう、お願いいたします。

神戸市兵庫区荒田町3丁目57-4
有限会社 ゆうケアサービス
TEL 078-521-7241
FAX 078-521-7841